

Happy with your smile!!

「関わる人をみんな笑顔にしたい」

相談支援事業所スマイルでは障がいのある方
ご自身に適した障がい福祉サービスのご利用を、
ご本人様・ご家族様と共に考えます。

● 運営法人案内 ●

法人名 株式会社 素敵な人生

法人所在地 〒812-0007
福岡県福岡市博多区東比恵3丁目26-4
スマイル東比恵ビル2F

従業員数 120名（グループ全体）

事業内容及び 事業所一覧

相談支援事業

- ・スマイル福岡東
- ・スマイル大野城
- ・スマイル糟屋

放課後等デイサービス事業

- ・WING千早
- ・WING香椎
- ・WING青葉
- ・WING舞松原
- ・WING下原
- ・WINGつつじヶ丘
- ・WING曙町
- ・WING桜丘
- ・WING南里

高齢者通所介護事業

- ・心との家西月隈
- ・心との家東比恵

Facebookでチェック

『いいね!』お待ちしています

詳しくはホームページへ

<https://sutekinajinsei.jp>



相談支援事業所スマイル福岡東

（指定特定相談支援事業：4030200283）（指定障がい児相談支援事業：4070202959）

〒813-0042 福岡県福岡市東区舞松原2丁目23-29

TEL：092-410-5892 / FAX：092-410-5893

メール：smile-maimatsubara@sutekinajinsei.jp

サービス提供地域

福岡市東区・博多区・糟屋郡一部（新宮町・粕屋町・志免町・須恵町）
エリア外となる方も、お気軽にご相談ください。

最寄り駅

JR千早駅より徒歩12分

相談支援事業所スマイル大野城

（指定特定相談支援事業：4031500152）（指定障がい児相談支援事業：4071500021）

〒816-0934 福岡県大野城市曙町2丁目1-4

TEL：092-558-1091 / FAX：092-558-1092

メール：smile-onojo@sutekinajinsei.jp

サービス提供地域

大野城市・春日市・太宰府市・筑紫野市・福岡市博多区・南区
エリア外となる方も、お気軽にご相談ください。

最寄り駅

西鉄 春日原駅より徒歩7分

相談支援事業所スマイル糟屋

（指定特定相談支援事業：4030400305）（指定障がい児相談支援事業：4070400017）

〒811-2207 福岡県糟屋郡志免町南里3丁目6-28

TEL：092-410-6256 / FAX：092-410-6257

メール：smile-kasuya@sutekinajinsei.jp

サービス提供地域

糟屋郡一部（粕屋町・志免町・須恵町・宇美町・久山町・篠栗町）
福岡市東区・博多区
エリア外となる方も、お気軽にご相談ください。

最寄り駅

西鉄バス 刈屋より徒歩2分

営業日 月曜日～土曜日

サービス提供時間 9:00～18:00

休業日 日・祝、年末年始、夏季休暇

相談支援事業所

スマイル

Smile

人生を豊かに楽しみ、
真に充実した日々を送れる
社会の実現



総合福祉サービス
スマイルグループ
Smile Group

このパンフレットは、全ての方にご覧いただけるよう
UDデジタルフォントを採用しています。

相談支援事業所って どんなところ??

障がいのある方のご自身に適した障がい福祉サービスの
ご利用を、ご本人様・ご家族様と共に考える事業所です。
ご本人様とご家族様からの相談に応じること、障がい福祉
サービスをはじめ、様々な情報の提供や助言などを行います。

また、「サービス等利用計画」
や「障がい児支援利用計画」
を作成し、ご利用の調整や定
期的なモニタリング(計画の
見直し)を行います。
地域の様々な社会資源を活
用しながら障がいのある方の
生活支援を整えていきます。

よくあるご相談

- ・ 障がい福祉制度について詳しく知りたい
- ・ 障がい福祉サービスの内容や利用方法の相談
- ・ 日常生活の相談 ・ 療育の相談 ・ 就労の相談

その他、障がい福祉に関するご相談を
受付けております。

※ご相談内容については、秘密厳守しています。

ご利用までの流れ

1. ご相談・聞き取り

お困りのことや日々の生活のこと、将
来の目標や課題などを聞かせていた
だきながら、アセスメントを行います。
当事業所をご利用となる場合はご契
約頂きます。

2. 「サービス等利用 計画案」等の作成・提出

アセスメントを基に「サービス
等利用計画案」や「障がい児支
援利用計画案」を作成し、お住
まいの市区町村に提出します。

3. 受給者証の発行

お住まいの市区町村から支給の
決定を受けます。
障がい福祉サービス受給者証が
発行されます。

4. 担当者会議実施

サービス担当者会議(ケアカン
ファレンス)をご自宅又は事業
所にて実施いたします。

5. 「サービス等利用計画」 等の作成・提出

「サービス等利用計画」や
「障がい児支援利用計画」を
作成して、お住まいの市区町村
に提出します。

6. サービスの開始

障がい福祉サービスの利用開
始となります。

サービス提供地域

福岡市東区・福岡市博多区・福岡市南区
大野城市・春日市・太宰府市・筑紫野市
糟屋郡全域(新宮町、粕屋町、志免町、須恵町、
宇美町、篠栗町、久山町)

※上記地域以外の方もお気軽にご相談ください。

料 金

相 談 料

無料

相 談 計 画

市町村からサービス利用料金に
相当する給付を受領する場合は、
自己負担金は発生しません。

相談支援事業について

● 基本相談 ●

日常でお困りになっていることや、各種障がい福祉サービスに
関する様々な内容についてご相談をお受けします。
市区町村及び障がい福祉サービス事業所等の関係機関との連
絡調整などを行います。

● 計画相談 ●

障がい福祉サービスのご利用者様に対し、「サービス等利用計
画」や「障がい児支援利用計画」の策定、サービス等のご利用状
況のモニタリング、事業所様との連絡調整などを行います。

・ 障がいのある方とご家族様の日々の不安やお悩み、
ご希望やご要望などを相談支援専門員がお聞きして、支援
内容を考えていきます。

・ 様々な障がい福祉サービスの支援内容の中から、ご本人様
とご家族様の意思を尊重しながら、どのような支援が必要
かを一緒に考えます。

・ 障がいのある方とご家族様の生活や支援に関する
ご相談に応じること、生活される地域で安心して日々
を過ごして頂けるように、その地域での支援体制をつくる
ことを目的としています。